

令和8年第6回教育委員会定例会 会議録

1 開催日時 令和8年6月12日（金）午後1時30分～午後2時5分

2 開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

3 出席者

【教育長】 児島 靖

【委員】 竹田 卓弘

【委員】 浅井 敦臣

【委員】 向 文緒

【委員】 河合 香吏

【事務局】 教育部長

いきがい創生部長

教育総務課長

同 主幹

同 課長補佐

同 主査

学校教育課長

同 主幹

同 指導主事

同 課長補佐

同新たな学校づくり推進室長

学校給食課長

文化財課長

野外教育センター所長

同 主幹

いきがい推進課長

図書館長

森本 邦博

冲中 浩

宮寄 英介

片寄 孝治

大塚 美登子

砂田 恭平

日原 理

湯浅 公

西崎 慎也

山崎 俊介

梶田 傑

寺尾 泰英

勝 千恵

神戸 明子

坂野 年伸

西川 和範

松田 健作

4 議 題

(1) 議案に対する意見について

(2) 春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について

- (3) 春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について
- (4) 春日井市視聴覚ライブラリーに関する規則を廃止する規則について

5 議事概要

教育長	本日の傍聴者は1名。
教育長	春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、会議録署名人は、竹田委員を指定。
教育長 (報告事項)	日曜日に東海地方が梅雨入りしたとみられると発表があった。ここ数日は晴天で、30度近い暑い日となっている。気温と湿度が上がり、これから増々熱中症が心配される季節になるので、万全の対策をとるよう各学校に指示した。また、先週、6月としては珍しく台風が東海地方に接近した。朝方、大雨となり、登校を大変心配、警戒したが、大きな混乱はなかった。今後とも細心の注意を払い、子どもたちの安全を第一に対応していく。 1学期開催の「小学校運動会・中学校体育大会」と「中学校の修学旅行」、「小中学校の野外学習」について報告する。本年度、1学期開催の小学校運動会は、38校中15校、中学校体育大会が16校中4校で、いずれも6月上旬には終了した。この期間にも真夏日があったが、湿度が低く過ごしやすい気候で無事終了した。 中学校の修学旅行については、5月12日の松原中、藤山台中から始まり、あとは、再来週の中部中、柏原中、7月の尾東中のみとなった。行先としては、東京方面が14校で、2校が大阪方面である。内容は国会見学や班別研修、体験学習、テーマパーク訪問など、各学校が工夫した日程で実施した。野外学習については、小学校は13校、中学校が14校終了した。小学校は「少年自然の家」で、中学校は「郡上八幡、付知峡、近江八幡」と各学校が目的に適した場所を選定し実施した。こちらも大きなトラブルはなく予定どおり進められた。 続いて、体育館の空調機の工事である。今年度、小学校の体育館への空調機の工事を進めていく。夏から秋にかけては17校、秋から冬にかけては20校で工事を行う。中学校については13校が昨年度中に工事が終わり、既に全校で使用を開始している。体育館内は広いが、気温30度の日に、運転を始めてから30分で26度まで

教育長

室温が下がった。残りの2校については、リニューアル工事の関係で、今年度の秋から冬にかけて工事を行う予定である。

1学期も1か月余りとなった。今年の夏も大変暑くなるとの予想も出され、熱中症への警戒が今まで以上に必要である。子どもたちの様子に十分な目配りや気配りをするよう今後も指導していく。

1 議題

(1) 議案に対する意見について

教育総務課長

資料に基づき「議案に対する意見について」について説明。

こちらは、令和8年第4回春日井市議会定例会に議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より教育委員会の意見を求められたものである。2ページに記載の12項目について意見を求められている。1から3が条例案、4以降が一般議案である。

まず、条例案の要旨について説明する。「1 春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、こちらは、市の附属機関の設置や廃止に関する条例であり、このうち教育委員会が関係するところは、「2 人・農地プラン検討会及び西部地区新調理場整備運営事業者選定委員会を廃止するもの」である。西部地区新調理場整備運営事業者を選定し、契約まで至ったことに伴い、同委員会を廃止するものである。施行日は公布の日からとなる。

次に「2 春日井市社会福祉施設条例等の一部を改正する条例について」、こちらは、資料に記載の(1)から(24)の条例に係る施設に関する使用料を改定するものである。「(18)春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例」、「(23)春日井市青年の家条例」、「(24)春日井市少年自然の家条例」が教育委員会に関係するものである。なお、「(15)春日井市都市緑化植物園条例」は、市長の権限に属する事務を教育委員会の職員が補助執行しているものになるため、今回意見を聴取される対象とはなっていない。資料の6ページから9ページに施設の使用料の改定に係る新旧対照表を掲載している。なお、資料とは別に都市緑化植物園に関する使用料の改定についても参考資料としてお配りした。資料の3ページに戻り、「2 営利を目的とする場合の施設の使用料の額を設けるもの」については、教育委員会が関係する施設は、少年自然の家の使用料がこれまでの3

倍の金額が設定されることになる。資料4 ページに記載の「3 市内に在住、在勤又は在学しない者が使用する場合の施設の使用料の額を設けるもの」については、公民館、青年の家の使用料がこれまでの2倍の金額が設定されることになる。なお、少年自然の家については、すでに2倍の額が設定されている。施行日は資料に記載のとおり、公民館と青年の家が、令和9年1月1日、少年自然の家が令和9年4月1日である。

次に「3 春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例を廃止する条例について」、こちらは4月に開催した第4回の定例会で説明したとおり、国により高等学校授業料が実質無償化されたことに伴い、条例を廃止するものである。施行日は公布の日となる。

次に、一般議案の要旨について説明する。「春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づき、それぞれ契約金額、契約の相手方を示し、議会の議決に付すものである。1から3は勝川小学校リニューアル工事の建築、電気、機械の請負契約について、契約金額、契約の相手方を示し議会の議決に付すものである。4、5は中部中学校のリニューアル工事に先立ち実施する校舎増築工事の建築、電気の請負契約について、契約金額、契約の相手方を示し議会の議決に付すものである。6から8は西部中学校リニューアル工事の建築、電気、機械の請負契約について、契約金額、契約の相手方を示し、議会の議決に付すものである。9は西部地区新調理場予定地整備工事の請負契約について、契約金額、契約の相手方を示し、議会の議決に付すものである。契約金額、契約の相手方については資料に記載のとおりである。工事内容については、勝川小学校、西部中学校のリニューアル工事については建築が大規模改修工事に係る防水、外壁、建具、内装、エレベーター棟増築などの建築工事一式、電気が大規模改修工事に係る電灯、動力、情報通信、火災報知設備などの電気設備工事一式、機械が大規模改修工事に係る空調、換気、給排水衛生、ガスなどの機械設備工事一式である。中部中学校校舎増築工事については、建築が増築校舎及び仮設校舎の建築工事一式、電気が増築校舎及び仮設校舎の電灯、情報通信、火災報知設備などの電気設備工事一式である。西部地区新調理場予定地整備工事については、新調理場建設予定地の水路の付け替えなどの土木工事一式である。

向委員	資料には都市緑化植物園のボートの使用料は、現行が30分増すごとにプラス100円となっているが、改正案は30分までのみが記載されているのは、貸すのは30分と決めているからなのか。
野外教育センター主幹	延長料金については、利用実績がほとんどないことと、近隣の類似施設についても延長料金を設定している例がないことから、延長規程を削除し、30分単位の分かりやすい料金体系とした。
向委員	30分単位ということで、その後超過して利用した場合はプラス400円ということか。
野外教育センター主幹	並んでいる方もいらっしゃるので、一度は降りて、もう一度並んでいただき30分利用していただくことになる。
向委員	延長ではなく、原則利用も30分ということか。
野外教育センター主幹	そのとおりである。
向委員	資料7ページの東部公民館のセミコンサート・リハーサル室と第1音楽室、第2音楽室の使用料は現行と改正案では変わらないことになっているが、何か理由があるのか。他は基本値上げされている。
いきがい推進課長	セミコンサート・リハーサル室、第1音楽室、第2音楽室は、新しくできた時にかなり割高の料金になっていた。その理由は部屋が防音室であったからである。しかし、今回施設全体の使用料を見直すあたり、面積による計算方法に改めたことから、現行と同額としている。
向委員	当初の設備投資については考えずに、面積で算出するということか。
いきがい推進課長	そのとおりである。

竹田委員	施設の使用料の改定で、おおむね値上げされている理由は、物価の上昇に伴うものということか。
いきがい推進課長	そのとおりである。使用料については、平成10年度の改定以降据え置いてきた。近年の物価高騰、施設の老朽化による修繕、維持管理費が増加傾向にあるため、今回使用料を全面的に改定したということである。
竹田委員	東部公民館の第1軽運動室、第2軽運動室は、軽運動用の利用については大幅に値下げしているが、これは何か意図があることなのか。
いきがい推進課長	軽運動については、他の施設では、軽運動以外の半額を設定していた。しかし、東部公民館については、これまで半額の設定がされていなかったため、今回その設定をすることになった。
竹田委員	今までは一律だったが、分けて設定するということか。
いきがい推進課長	そのとおりである。
向委員	軽運動用を半額とする根拠は何か。
いきがい推進課長	過去、春日井市においては、スポーツの振興のために軽運動については通常の料金より半額の設定としていた。しかし、東部公民館においてはその設定をしていなかったため、今回見直しの中で設定することにしたものである。
河合委員	軽運動と軽運動以外の区別の仕方について、どのような基準があるのか。
いきがい推進課長	軽運動室は会議で使われていることがある。それ以外はリトミック、ダンスなどで使用されているが、そういったものは軽運動としている。

浅井委員	青年の家は、現行は全日の区分があるが、改正案ではその区分がなくなるといふことか。
いきがい推進課長	今まで全日で使用されることがほとんどなかった。午前、午後、夜間のそれぞれの区分で使用されているため、今回全日の区分は廃止することとした。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(2) 春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について
いきがい推進課長	資料に基づき「春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について」を説明。 議題(1)に挙げられた「春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例」の改正は、使用料の改正を行うものであるが、これに伴い使用料の取り扱いについて、大きく3点の施行規則の改正をするものである。 1点目は、使用料を利用前に支払いした場合はキャンセル料が発生していたが、使用料の支払いの多くは当日支払われる現状を踏まえて、利用前であれば前納された使用料を全額還付とすることに統一するものである。また、使用料還付割合についても見直すものである。2点目は、現在使用している利用システムが年末に更新されることに伴い、申請書等の様式を変更するものである。3点目は、青年の家において、現在月曜日が祝日の場合、その翌日の平日を休所日としている規定を廃止し、月曜日を休所日として固定するものである。また、深夜帯の静音を保ち、職員の深夜帯勤務をなくすため、閉館時間を午後10時から午後9時30分に変更するものである。その他、語句等の必要な整備をするものである。施行日は令和9年1月1日である。
向委員	使用料還付について、キャンセル料の新たな規定はないといふことか。

いきがい推進 課長	そのとおりである。使用料についてはこれまで前日までの支払い、当日の支払いのどちらでもよかった。しかし、前日までに支払いをしている人がキャンセルした場合はキャンセル料を払わなければならないのに、当日払いの人はキャンセル料を払わなくてよいといった不合理が発生していたため、キャンセル料はすべて必要ないことにする見直しをした。
向委員	本来そこで収益があったかもしれないし、他の方が利用したかったかもしれないが、キャンセル料が発生しないことで簡単にキャンセルされることが続いていくと、本来得られるものが得られなくなるのではないか。使用料の支払いが当日の場合に還付割合の項目がなくなるのは理解できるが、別途キャンセル料の規定を作ってもよいのではないかと考える。
いきがい推進 課長	利用が非常に混雑しているような施設であれば、キャンセル料を設定して利用を促進する意味合いがあるかと思う。今回キャンセル料を必要としない施設は、そこまで利用頻度の高くない施設に限定している。具体的に利用率が50%を超えるような施設は対象ではない。キャンセル料を取る施設に関しては、公民館は該当しないが、例えば市民会館などのキャンセルがあると被害が生じるような施設についてはこれまでどおりキャンセル料が発生する。
向委員	利用率の低いところは、施設を更新するかを検討すると思うが、運営による収益によって更新の費用が賄えるか考える必要がある。利用率が高い、低いで決めるのも一つの理屈ではあると思うが、キャンセル料を取らないことは収益が減ってしまうということである。
いきがい推進 課長	今回キャンセル料を取らないこととした最大の理由は、先に使用料を支払った人と支払っていない人との公平性の観点からである。
向委員	その点は理解できる。しかし、この運用により、運営費の収入が少なくなった場合、キャンセル料についてどのように考えていくかという課題が出てくる可能性もあるということか。

いきがい推進 課長	そのとおりである。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(3) 春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について
教育総務課長	資料に基づき「春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について」を説明。 議題(1)で説明した、春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例を廃止することに伴い、春日井市教育委員会事務局等組織規則の規定を整備するものである。 資料32ページに記載の新旧対照表のとおり、規則第3条第15号「私立高等学校授業料の補助に関すること」を削除し、第16号を第15号とし、第17号を第16号とするものである。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(4) 春日井市視聴覚ライブラリーに関する規則を廃止する規則について
いきがい推進 課長	資料に基づき「春日井市視聴覚ライブラリーに関する規則を廃止する規則について」を説明。 春日井市立中央公民館について、3月の教育委員会定例会で報告のとおり令和8年12月末をもって貸館機能を廃止することとしている。それに 伴い、同公民館内に設置している視聴覚ライブラリーを廃止し、その規則を廃止するものである。施行日は令和9年1月1日である。
河合委員	現在中央公民館に設置してある視聴覚ライブラリーは、他の場所で見ることができるようになるのか。
いきがい推進 課長	視聴覚ライブラリーの利用数は、年間に1件程度である。内容がDVDではなく8ミリの映写機であり、今後の使用に耐えるのが困難であることから廃止することとした。

河合委員	全く見るができなくなるということか。内容を他のものに保存することもないということか。
いきがい推進課長	そのとおりである。
向委員	視聴覚ライブラリーにあるものは廃棄するということか。
いきがい推進課長	視聴覚ライブラリーで現在保管している８ミリのビデオテープは、学習のためのテープ、昔の啓発用の映画といったものである。かなり過去のもので劣化をしていると聞いている。また、内容について今後保存すべきものなのかという観点で確認をしたところ、価値はないとの判断となったため、今回廃棄とするものである。
向委員	ここで残さなくても、他の図書館とかで保管されているものなのか。
いきがい推進課長	図書館でDVDなどの貸出を行っているが、そこで代替ができると考えている。
向委員	代替できるものがあって、今回廃棄するものは民俗史的にも残す必要があるものではないということか。
いきがい推進課長	そのとおりである
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。 ○参考資料について
向委員	15ページの野外教育センターの指導者講習会は、最少催行人数に満たなかったため中止となったとのことだが、野外学習やいろいろなイベントの実施に今後影響はないのか。

野外教育センター所長	この講座のプロジェクト・ワイルドのプログラムは、主に小学校の野外学習で提供している自然体験プログラムの一つである。子どもたちが環境の学習をすることをメインとしたアメリカで開発されたメニューである。今回は応募者が2人であったため中止としたが、学校には継続してプログラムを提供していく予定である。現在講師が足りないという状況ではないが、一定数は講師を確保していきたいため、毎年この講座は設けており、今後も募集を行う予定である。
向委員	講座が中止になるという状況が続くと、将来の人材育成や確保が大変になると思うので、啓発して知ってもらうことが必要と考える。
野外教育センター所長	現在は講師の数が足りないという状況ではないが、今後人数を維持していくためにも講座を開催し、啓発についてはPRを重点的に実施していきたいと考えている。
竹田委員	16ページの小中学校野外学習のところで、東高森台小学校は日帰りで実施しているのか。
野外教育センター所長	東高森台小学校は校外学習で利用している。野外学習とは別で、日帰りの特別活動として来てもらっている。
向委員	13ページの文化財課の講座で、密蔵院で座禅体験の講座を開催しているが、この場合施設の使用料はどのように扱われているのか。市の施設で開催する場合は使用料がかからないと思うが、施設に対しての支払いはあるのか。人が集まれば、電気代、水道代もかかると思うため、無償であるのか確認したい。
文化財課長	講師料として支払う予定がある。
浅井委員	教育委員会後援について、新規に後援したところが3件ほどあるが、新規の場合の審査は厳しいものなのか。継続の場合は一度後援しているため、比較的審査が通りやすいのか。

教育総務課長

今年度から後援決定に関しての基準を見直した。これまでは何かの無料体験といったものも認めていたが、後援を申請してきた方の営利につながるものについては、基本的にお断りすることになった。継続のものについては、これまで後援してきたということで、比較的認めることが多かったが、今年度については昨年度まで認めた事業についても必ずしも認められるわけではない。申請がある度に事業内容等を審査して、後援することが適当かどうかを判断している。

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和8年7月17日

教育長 児島 靖

署名人 竹田 卓弘